

一宮市結核予防対策事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、健康の維持増進及び疾病対策の向上を図るため、学校又は施設（国、都道府県及び市町村の設立する学校又は施設を除く。以下同じ。）の長が行う結核に係る定期の健康診断に対し、予算の範囲内において交付する結核予防対策事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、一宮市補助金等交付規則（昭和37年規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 交付の対象となる事業は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第53条の2に基づき、学校又は施設の長が行う結核に係る定期の健康診断事業（以下「補助事業」という。）とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費について補助金を交付する。

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法第53条の2に基づく健康診断事業を行う学校又は施設
- (2) 暴力団でない団体
- (3) 暴力団員が役員となっていない団体
- (4) 暴力団又は暴力団員と綿密な関係を有しない団体

(基準額)

第4条 補助金の算定基準単価は、申請年度の前年度の感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱における結核の健康診断等に係る基準単価（以下「基準単価」という。）とし、補助金の算定に当たって基準となる額（以下「基準額」という。）は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 基準単価に医療機関でレンズカメラによって間接撮影を受けた者の延べ人数を乗じて得た額
- (2) 基準単価に医療機関で70ミリメートルミラーカメラによって間接撮影を受けた者の延べ人数を乗じて得た額
- (3) 基準単価に医療機関で100ミリメートルミラーカメラによって間接撮影を受けた者の延べ人数を乗じて得た額
- (4) 基準単価に医療機関で直接撮影を受けた者の延べ人数を乗じて得た額

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要した実支出額から当該補助事業に係る寄付金その他の収入を控除した額とする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、基準額と補助対象経費を比較して、少ない方の額に3分の2を乗

じて得た額とする。

- 2 補助金の額の決定に当たって算出された額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助事業者」という。）は、結核予防対策事業費補助金交付申請書及び別に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請書の提出期限は、6月30日とする。

(交付決定)

第8条 市長は規則第5条に定める補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容を補助事業者に、結核予防対策事業費補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(交付申請の取り下げ)

第9条 規則第6条に規定する申請書の取り下げ期日は、前条の通知を受けた日から5日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ結核予防対策事業費補助金事業計画変更届及び関係書類を速やかに申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付し、結核予防対策事業費補助金変更決定通知書により通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合は、その理由及び遂行状況を記載した書類を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(完了報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、結核予防対策事業費補助金事業完了報告書及び別に定める関係書類を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に定める結核予防対策事業費補助金事業完了報告書及び別に定める関係書類の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該年度の3月15日のいずれか早い期日とする。なお、補助金の交付決定以前に、補助事業が完了しているときは、交付決定の通知を受けた後、すみやかに結核予防対策事業費補助金事業完了報告書及び別に定める関係書類を提出するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助金は補助事業の完了後交付する。

(申請書等)

第15条 この事業に必要な申請書等は次のとおりとし、その様式は、市長が別に定める。

- (1) 結核予防対策事業費補助金交付申請書
- (2) 総括表
- (3) 実施対象別種目別支出額及び基準額算出表 (計画・変更)
- (4) 結核健康診断事業計画書
- (5) 事業予算額調
- (6) 結核予防対策事業費補助金交付決定通知書
- (7) 結核予防対策事業費補助金事業計画変更届
- (8) 結核予防対策事業費補助金変更決定通知書
- (9) 結核予防対策事業費補助金事業完了報告書
- (10) 精算額総括表
- (11) 実施対象別種目別支出額及び基準額算出表 (完了報告)
- (12) 結核健康診断実施成績書
- (13) 事業決算額調
- (14) 結核予防対策事業費補助金交付請求書

(交付決定の取り消し)

第16条 市長は、この補助金交付を受ける団体が規則及び第3条第2号から第4号までに掲げる団体に該当しないことが判明した場合は、交付決定を取り消すものとする。

(その他)

第17条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、2026年(令和8)年4月1日から施行する。